

議案第24号

職員による生活保護受給者の預金の着服事案に関する和解について
上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

職員による生活保護受給者の預金の着服事案に関する和解について
平成20年8月29日から平成29年8月18日までの間に発生した職員に
よる生活保護受給者の預金の着服事案について、別紙のとおり損害賠償の額を
定め、和解する。

(説明) 和解する必要があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)
第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、この案を提出します。

別紙

職員による生活保護受給者の預金の着服事案に関する和解

1 和解の相手方

東京都目黒区

2 損害賠償額

2, 221, 370円